

平成 26 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、深度ある審査を行うため、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

平成 26 年度の有価証券報告書レビューのうち、「法令改正関係審査」の審査状況及び当該審査を踏まえた留意すべき事項等は以下のとおりです。

1. 審査対象会社

平成 26 年 3 月 31 日を決算日とする有価証券報告書の提出会社 2,782 社のうち、以下の全ての要件に該当する 2,245 社のうち 2,198 社（注）を対象として実施しました。

- ・平成 26 年 3 月 31 日を決算日とする連結財務諸表を作成している。
- ・退職給付制度を採用している。
- ・連結財務諸表を日本基準で作成している。

（注）残り 47 社については、重点テーマ審査に含めて審査を行います。

2. 審査内容及び審査方法

平成 24 年 5 月 17 日に企業会計基準委員会から「退職給付に関する会計基準」等が公表されたことを踏まえて、平成 24 年 9 月 21 日に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）や、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の退職給付に係る「科目表示」や「注記事項」等が改正されました。

この改正された記載内容について、審査対象会社に調査票の提出を求め、財務局等において審査を実施しました。

3. 審査状況

これまでの「法令改正関係審査」において、概ね適切な開示がなされていることが確認されましたが、一部の会社において記載すべき事項が記載されていない事例が認められたことから、今後の決算に当たり特に留意すべき事項について、次のとおり取りまとめました。

4. 留意すべき事項

(1) 退職給付に係る科目の表示

- ① 「退職給付に係る負債」及び「退職給付に係る資産」の記載について

「退職給付に係る負債」については、ほぼ全ての審査対象会社において連結貸借対照表の「固定負債」の項目に区分して記載されていましたが、「退職給付に係る資産」について、「資産の部」の「投資その他の資産」の項目に区分して記載されていない事例(12社)が認められました。

「退職給付に係る負債」及び「退職給付に係る資産」については、当該負債又は資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければなりません。

また、「負債及び純資産の合計額」又は「資産の総額」の1%以下の場合であっても、他の項目に属する負債又は資産と一括して表示することができないことにご留意ください(連結財務諸表規則第30条、第38条、様式第四号)。

【連結貸借対照表】		
(単位:百万円)		
	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
(略)		
固定資産		
(略)		
投資その他資産		
投資有価証券	×××	×××
(略)		
退職給付に係る資産	<u>—</u>	<u>×××</u>
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
(以下省略)		

(2) 退職給付に係る注記

① 確定拠出制度を採用している場合

i. 「確定拠出制度の概要」及び「確定拠出制度に係る退職給付費用の額」

確定拠出制度を採用している場合、「確定拠出制度の概要」と「確定拠出制度に係る退職給付費用の額」を記載する必要があります。両方記載されていない事例(7社)や、「確定拠出制度の概要」のみが記載されていない事例(1社)、「確定拠出制度に係る退職給付費用の額」のみが記載されていない事例(13社)が認められています。

確定拠出制度を採用している場合には、「確定拠出制度の概要」と「確定拠出制度に係る退職給付費用の額」のそれぞれを注記しなければならない

ことにご留意ください(連結財務諸表規則第 15 条の 8 の 2 で準用する財務諸表等規則第 8 条の 13 の 2 第 1 項)。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

.....

2. 確定給付制度

.....

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は△△△百万円であります。

② 複数事業主制度を採用している場合

i. 連結会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合

複数事業主制度を採用している場合で、連結会社における年金資産の額を合理的に算定できる場合、複数事業主制度の概要等を、「確定給付制度に基づく退職給付に関する注記」に含めて記載することができることとなり、この場合には、「その旨」を記載しなければならないこととなっておりますが、記載されていない事例(11社)が認められています。以下の開示事例などを参考に適切に記載してください(連結財務諸表規則第 15 条の 8 の 3 で準用する財務諸表等規則第 8 条の 13 の 3 第 2 項)。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

.....

なお、一部の国内連結子会社は、複数事業主制度による〇〇企業年金基金に加入しております。自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

ii. 連結会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合

複数事業主制度を採用している場合で、連結会社における年金資産の額を合理的に算定できない場合、イ)複数事業主制度の概要、ロ)複数事業主制度に係る退職給付費用の額、ハ)複数事業主制度の直近の積立状況、二)複数事業主制度の掛金、加入人数又は給与総額に占める連結会社のこれらの割合を記載することとされ、ハ)及び二)の注記にあたってはこれらに関する補足説明も記載することとなっておりますが、「イ」及び「ロ」の両方が記載

されていない事例（25社）や、「ロ」が記載されていないケース（18社）が認められています。以下の開示事例などを参考に適切に記載してください（連結財務諸表規則第15条の8の3で準用する財務諸表等規則第8条の13の3第1項第2号、連結財務諸表規則ガイドライン15の8の3で準用する財務諸表等規則ガイドライン8の13の3）。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

.....

なお、一部の国内連結子会社は、複数事業主制度による厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

.....

3. 確定拠出制度

.....

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、〇〇〇百万円でありました。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成26年3月31日現在）

年金資産の額	〇,〇〇〇百万円
<u>年金財政計算上の給付債務の額</u>	<u>〇,〇〇〇百万円</u>
<u>差引額</u>	<u>〇〇〇百万円</u>

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

〇.〇〇%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高〇〇百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間××年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金〇百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致していません。

以上